

施設常任委員会 資料



くらし 支えるパートナー

大津市企業局

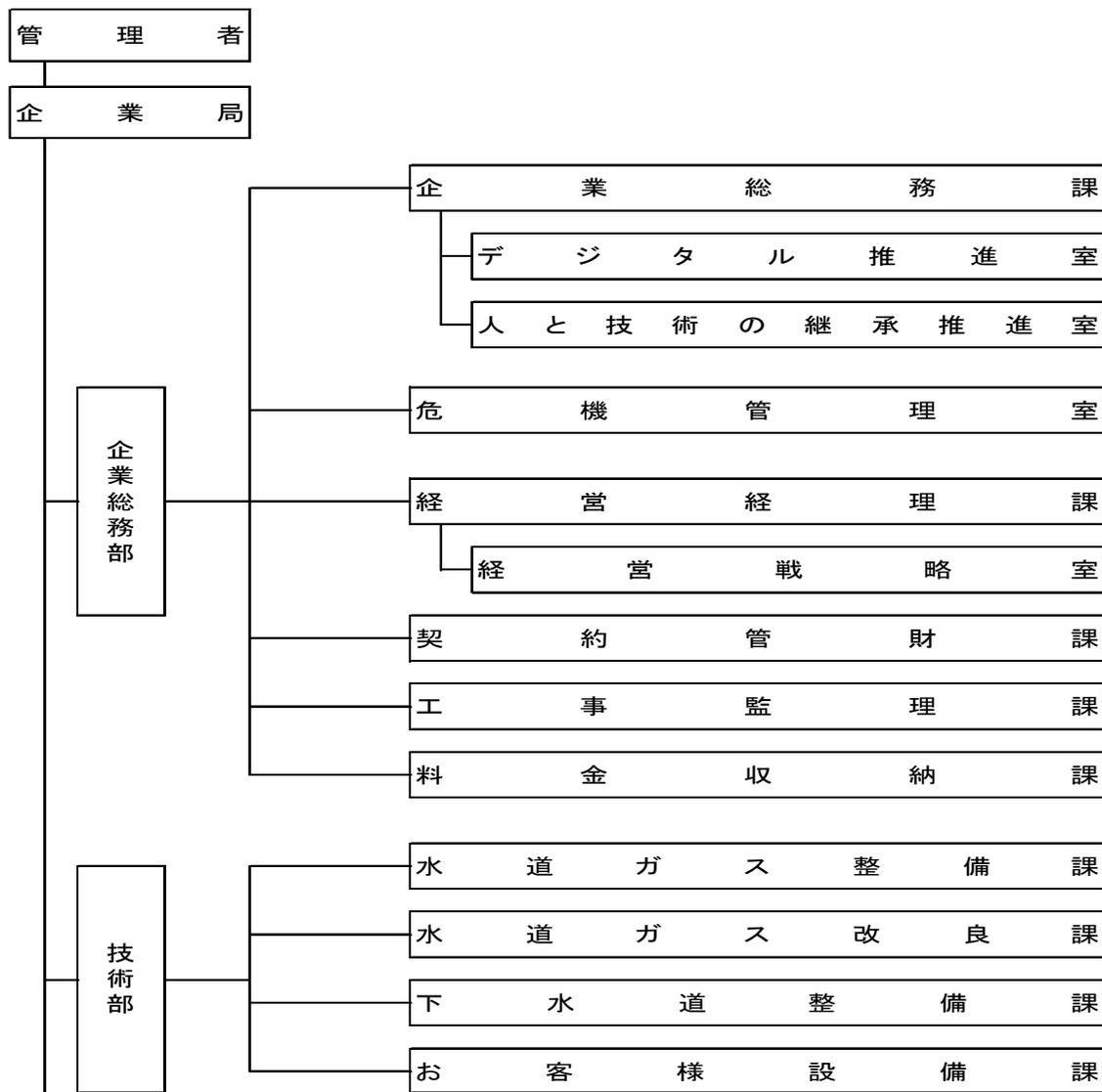
令和6年度

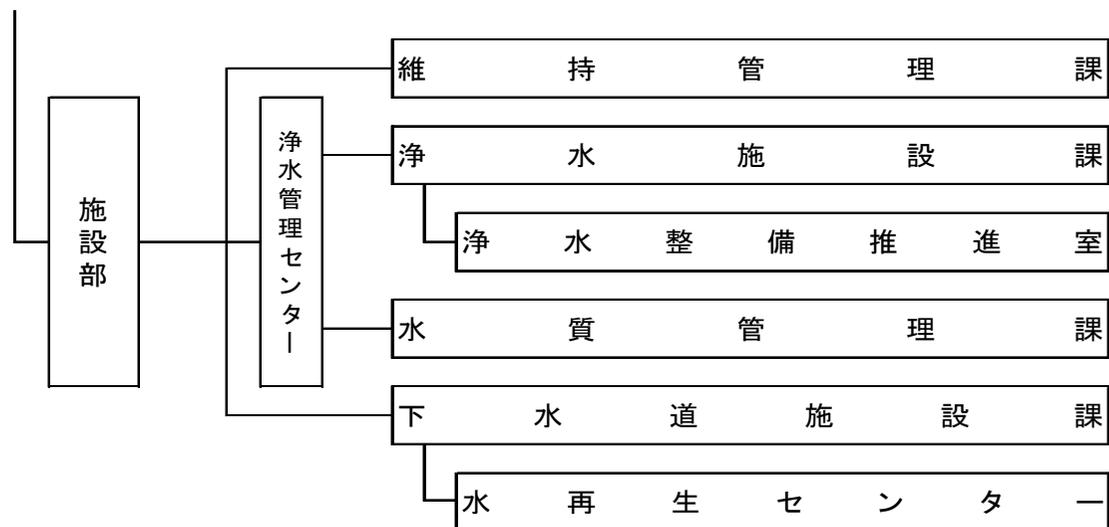
目 次

1	機構図	4
2	総括(水道、下水道、ガス)	6
3	課の事務の概要	11
	企業総務課	11
	デジタル推進室	15
	人と技術の継承推進室	18
	危機管理室	20
	経営経理課	22
	経営戦略室	27
	契約管財課	33
	工事監理課	38
	料金収納課	41
	水道ガス整備課	46
	水道ガス改良課	56
	下水道整備課	61
	お客様設備課	68

維持管理課	72
浄水施設課	82
浄水整備推進室	91
水質管理課	95
下水道施設課	100
水再生センター	106
4 参考資料	111
令和5年度水道、下水道、ガス事業実績	111
主要施設一覧	115

1 機構図 (令和6年4月1日現在)





昨年度からの変更

1. 企業局における技術職の人材確保と人材の定着を図る取り組みを進めていくため、企業総務課内に「人と技術の継承推進室」を設置した。
2. 下水道調査室で行ってきた普及促進業務及び賦課漏れ調査について、業務用及び家庭用の調査が市内一巡したことから、室を廃止し、お客様設備課が業務を引き継ぎ統合した。

2 総括（水道、下水道、ガス）

企業局では、水道、下水道、ガスの3つのライフライン事業の経営を担っており、市民生活や都市活動に欠かすことのできない安全で安定した水とガスの供給と、汚水処理並びに雨水排除を最大の使命として事業運営に努めている。

これら3事業の経営環境は、人口減少に伴う水需要の減少、国際情勢に端を発したエネルギーや原材料費の高騰などにより一段と厳しさを増している中であって、更なる経営の効率化に加えてGXの推進等も求められているところである。

このような状況の中、安全で安定した施設運営と持続可能な事業経営を目指すため「湖都大津・新水道ビジョン（重点実行計画・中長期経営計画（経営戦略））」、「大津市下水道事業中長期経営計画（経営戦略）」並びに「大津市ガス事業中長期経営計画（経営戦略）」を令和2年度に改定したところであるが、令和6年度をもって前期4年間の期末を迎える。そのため、今年度は令和7年度から令和18年度までの12年間を計画期間とする改定への検討を進め、より質の高い、より実効性のある経営戦略を策定する。

この経営戦略が掲げる施策目標の達成に向けて、同計画に基づく施設整備や維持管理、広報戦略やDXなどを推進し、企業局が一丸となり「夢があふれるまち大津」の実現に向け、安全かつ強靱そして持続可能な経営基盤を構築していく。

(1) 水道事業

水道事業は、昭和5年に給水を開始して以来、順次拡張事業を行い、現在、普及率は99.97%（給水区域内）で、年間有収水量は3,746万 m^3 である（令和5年度末実績）。

人口減少や節水社会の進展、また市内事業者の専用水道や地下水利用への移行等により、給水量は今後も減少傾向が続くものと予測される。その一方、水道管路の老朽化対策や災害対策等、安心・安全な水道を維持していくために必要な事業の遂行には今後も多額の費用が必要であり、将来にわたり持続可能な水道事業の運営が課題となっている。

このため、「湖都大津・新水道ビジョン」における「安全」、「強靱」、「持続」の基本方針のもと、重点実行計画に基づき事業を推進していく。

「安全」施策については、浄水管理センターでの遠方監視システムによる総合監視体制により、安定給水と水質管理のさらなる充実と強化を図るとともに効率的な浄水場の管理、運営体制を推進していく。

「強靱」施策では、今後の水需要の減少に対応した水道システムの再構築を確実に実施することを目的として、浄水場の更新改良と運転維持管理業務を一体的に実施するPFI事業の成立に向け取り組んだが、昨年7月に事業者選定は中止となったことを踏まえ、事業者選定中止の原因を排除し、今後の事業再始動に向

けた対応策を講じるとともに、水道を安定的に使用できるよう施設の耐震性を強化し、安定給水に努めていく。

「持続」施策では、健全で持続可能な経営やサービスの向上を図っていくとともに、県内の中核的事業体としてリーダーシップを発揮し、近隣の水道事業者と連携して発展的広域化に取り組んでいく。

（２）下水道事業

下水道は、市民が健康で安全かつ快適に生活する上で欠かすことができない重要な都市基盤施設であり、生活環境の改善（汚水の排除）、浸水の防除（雨水の排除）、公共用水域の水質の保全という基本的な役割に加えて、今日的な課題である持続可能な循環型社会の構築に向けた有効活用が期待されている。

下水道事業は、昭和36年度から事業に着手し、以後積極的に管渠整備に取り組んだ結果、湖西、大津、藤尾、湖南中部の4つの処理区を持ち、整備済面積は5,791ha、普及率は98.5%で全国や滋賀県の平均を大きく上回る整備状況となっている（令和5年度末実績）。今後は、これまで整備してきた多くの管渠等の下水道施設が本格的な改築更新の時期を迎えることから、「施設の建設」から「施設の維持管理及び改築更新」を中心とした事業への転換期に適切に対応していくことが求められている。

このような状況の中、「大津市下水道事業中長期経営計画（経営戦略）」に掲げる「安全で安定した下水

道サービスの確保」、「生活環境の保全や水環境の再生」、「持続的な健全経営の維持」の基本方針のもと、同計画に基づく事業を推進していく。

安全で安定した下水道サービスの確保として、下水道施設の老朽化に伴う事故の発生や機能停止を未然に防止するため、「大津市下水道ストックマネジメント計画」及び「大津市下水道総合地震対策計画」に基づき、順次、施設や管渠の改築更新及び耐震化に取り組んでいく。とりわけ、大津終末処理場（水再生センター）は供用開始後54年が経過しているため、令和4年度より本格的に再構築事業に取り組み、約31年間にわたって段階的に実施していく。また、豪雨による市街地の浸水被害を軽減するため、雨水渠の整備を実施する。

生活環境の保全、水環境の再生として、汚水管渠を整備し、点在する下水道（汚水）未整備地区の解消に向け引き続き事業を推進する。

健全経営を持続的に維持するため、民間委託の推進、無届排水の調査、経費削減や業務の効率化等に取り組んでいく。

（3）ガス事業

ガス事業は、昭和12年に供給を開始して以来、計画的な拡張事業を行い、現在、使用率は68.8%（供

給区域内)で年間1億2,614万 m^3 (45MJ換算)のガスを供給している(令和5年度末実績)。

ガス小売全面自由化等に対応するため、平成31年より大津市ガス特定運営事業等を実施し、一般ガス導管事業者として、ガス導管、ガス供給施設の整備や託送管理等を担っている。

このような状況の中、「大津市ガス事業中長期経営計画(経営戦略)」に掲げる「安全、安心で安定したガス供給の確保」、「持続可能な健全経営の維持」の基本方針のもと、お客様のくらしを支える身近な「パートナー」としてお客様から信頼される事業者であり続けるよう、同計画に従い事業を推進していくとともに、運営権者が実施するサービスの水準が適切に確保されているか、引き続きモニタリングしていく。

また、ガスを安全で安心してお使いいただくため、保安体制の確保に努めるとともに、経年ガス導管の布設替えや耐震性に優れた導管への更新に加え、整圧器等ガス工作物の点検整備、ガス導管漏洩検査等を計画的に行うとともに、ガスの安定した供給を確保するため、ガス導管のループ化の推進、供給区域内の未整備地区への導管整備や宅地開発等に伴う導管整備を進める。

3 課の事務の概要

企業総務課 10人（正規職員9人、会計年度任用職員1人）

I 課の事務概要

総務グループ

- ① 企業局管理規程等の制定及び改廃に関すること。
- ② 公印の保管に関すること。
- ③ 局、課、危機管理室及びデジタル推進室の一般庶務に関すること。
- ④ 水道、下水道及びガス事業の計画に係る総合調整に関すること。
- ⑤ 日本水道協会滋賀県支部に関すること。

人事グループ

- ① 職員の人事、給与及び労務に関すること。
- ② 職員の衛生、安全管理及び福利厚生に関すること。
- ③ 労働組合に関すること。
- ④ 局職員の研修計画及び実施に関すること。

⑤ 研修センターの維持管理に関すること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 例規の整備及び法的課題の処理について

企業局所管の条例、管理規程等について、市長部局の例規との整合を図りつつ、制定、改廃等を行うとともに、局内所属の作成する告示、公告、要綱、契約書等の各種文書に関する審査を行う。

また、事業運営上で生じる法的な問題を含む諸課題について、関係所属と協力し、必要に応じて顧問弁護士に相談し、その解決にあたる。

2 コンプライアンスの推進について

全庁的な取り組みに加え、企業局独自の組織横断的な「大津市企業局不祥事再発防止対策検討会議」の取り組みを活用して、職員一人ひとりの意識改革を推し進め、コンプライアンスの徹底を図るとともに、

企業局職員のメンタル不調の未然防止やハラスメントへの早期対応により、働きやすい職場づくりを実施する。

3 日本水道協会滋賀県支部の事業について

全国の水道事業体が加盟する日本水道協会滋賀県支部の事務局を当課が担っており、同協会が行う被災地への応援派遣についての連絡調整等を行う。また、同協会関西地方支部の令和6年度合同訓練を滋賀県支部で開催する。

4 人事、給与関係事務について

企業局職員の給与支払事務及び職員の任免に関する事務を行うほか、効率的な組織体制とするため、適正な人員配置を計画する。

5 企業局内研修の実施について

水道、下水道及びガス事業の業務に必要な専門的知識や技術を習得させるとともに、企業局職員の資質向上を図るため、「大津市企業局職員研修計画」に基づき、研修を実施する。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画
該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 技術職員の確保について

技術職員の確保については、労働者人口の減少とともに、土木工学科を専攻する学生の減少など様々な要因により、全国的に官民間問わずその人材の確保が困難となっており、本市においても例外ではない。加えて、企業局においては、近年30代、40代のベテラン職員の流出により、さらに深刻な状況に陥っている。このことから、令和6年度より新たに課内室として「人と技術の継承推進室」を設置し、局内横断的に、人材確保と離職対策のあらゆる取り組みを立案し、実行していく。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの
特になし

デジタル推進室 2人（正規職員2人、兼務職員4人）

I 室の事務概要

- ① デジタル化の推進及び情報システムの運営及び管理に関すること。
- ② デジタル・ガバメント委員会に関すること。
- ③ 情報セキュリティ対策に関すること。
- ④ O A 機器の管理及び導入に関すること。
- ⑤ 日本水道協会滋賀県支部のデジタル化推進に関すること。

II 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

III 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 デジタル化の推進について

令和6年4月に改定した「大津市企業局デジタルトランスフォーメーション戦略」に基づき、政策調整

部DX推進室が令和6年3月に改定した大津市DX戦略と調和を図りながら、スマート自治体の実現に向け、全ての行政分野にICTを徹底的に利活用しつつ、これまでと変わらず10年、20年後も「お客様から信頼され、お客様のくらし支えるパートナー」であり続けるため、デジタル化を推進する。

2 デジタル人材の育成について

行政手続きのオンライン化や情報システムの標準化・共通化など、自治体におけるDXの取り組みを効率的かつ効果的に実行していくためには、全庁的、組織横断的な推進体制が不可欠である。また、DXの推進には、職員一人一人が主体的かつ主導的に取り組んでいくことが必要なことから、市長部局と連携しながら、中長期的な視点で人材育成に取り組んでいく。

3 情報セキュリティ対策について

企業局の各システムは、お客様情報、施設情報、経理情報等極めて重要な情報を取り扱っている。

「大津市企業局情報セキュリティポリシー」に基づき、個人情報・機密情報をはじめとする情報資産を外部からの侵入や情報漏えい等のあらゆる脅威から保護することに努めている。

今後も、定期的な情報セキュリティに関する注意喚起通知を行うとともに、市長部局と合同で情報

セキュリティ研修を実施し、職員の意識向上に努めていく。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 市長部局との連携について

デジタル技術やA I等の活用により、お客様サービスの向上や行政事務の効率化、生産性向上を目指していくためには、大津市一体としてデジタル化の推進に取り組んでいく必要がある。

このことから、市長部局と密に連携を図りつつ、部局を超えた組織横断的な取り組みを実施していく。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

人と技術の継承推進室 0人（兼務職員7人）

I 室の事務概要

- ① 企業局における技術職の人材確保に係る取組に関すること。
- ② 企業局における人材の定着に係る取組に関すること。

II 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

III 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 近隣大学に対する浄水場・処理場の見学会の実施について

土木系学部を有している近隣大学の学生に対し、本市浄水場や水再生センターの見学会を開催する。

学生にとっては、座学で学んだことを現場でも学ぶ機会を得ることができ、一方、本市においては、参加者の中から公共事業に関心を持ち本市の採用につながれば、双方にとってメリットになる官学連携事業となる。

2 人材の定着にかかる取組みの実施について

特に中堅職員を対象にした職員ミーティングを複数回に分けて実施し、技術職員の本音の声を掘り下げて、そこで出てきた様々な課題に対して、丁寧に取り組んでいく。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 技術職員の確保及び定着に向けた一般部局との連携について

技術職員の確保及び定着については、企業局内での取り組みだけでは解決できない課題もある。そのため、人事課をはじめとした一般部局の関係課と情報を共有し、市全体で取り組んで行く必要がある。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

危機管理室 0人（兼務職員14人）

I 室の事務概要

- ① 災害等危機事案に係る対策に関すること。
- ② 災害等危機事案に係る関係機関等との連絡調整に関すること。
- ③ 企業局災害対策本部及び企業局事故対策本部に関すること。

II 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

III 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 企業局の災害等危機事案に係る対策について

水道、下水道、ガスは、市民生活や都市活動に欠かせないライフライン、都市基盤施設であることから、災害や事故発生時においても速やかな復旧が求められる。今年度は、本市の総合防災訓練や滋賀県で開催される日本水道協会関西地方支部合同防災訓練にも参加し、災害対応力の向上を図る。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画
該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 自然災害や大規模事故への迅速な対応について

自然災害や大規模事故へ迅速に対応するとともにライフライン機能を維持するため、危機管理意識を更に高め、迅速かつ的確な危機管理体制を構築する必要がある。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの
特になし

経営経理課 10人（正規職員9人、会計年度任用職員1人）

I 課の事務概要

出納グループ

- ① 収入及び支出処理に関すること。
- ② 収入及び支出等書類の審査に関すること。（決算整理に関するものを除く。）
- ③ 資金計画に関すること。
- ④ 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- ⑤ 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- ⑥ 公印の保管に関すること。
- ⑦ 課の一般庶務に関すること。
- ⑧ 資金の運用に関すること。

経理グループ

- ① 予算編成及び執行管理に関すること。
- ② 決算に関すること。

- ③ 財政計画の策定及び長期収支見通しに関する事。
- ④ 企業債の借入と償還に関する事。
- ⑤ 財務諸表の作成及び業務状況の公表に関する事。
- ⑥ 料金、使用料改定のうち原価計算に関する事。
- ⑦ 固定資産台帳の管理に関する事。
- ⑧ 諸統計に関する事。
- ⑨ 振替伝票（決算整理に関するものに限る。）の審査に関する事。
- ⑩ 企業会計システムの運営、管理及び調達に関する事。
- ⑪ 資金の調達、運用に関する事。
- ⑫ 託送供給収支計算書の作成・公表に関する事。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 経理事務について

中長期経営計画（経営戦略）に基づき、長期収支見通しの作成や予算編成を行い、経営目標を達成することにより、経営の健全化に取り組む。

また、予算の執行管理を適正に行うとともに、正確な決算の調製に努める。

2 出納事務について

確実で適正、迅速な出納処理に努めるとともに、引き続き事務の効率化を図っていく。

3 資金管理に関する取組について

資金調達及びその運用については、市場の動向や財政状況を踏まえ、適切に取り組んでいく。

定期預金による資金運用については、安全性に配慮しつつ、より効率的な運用に努める。

債券運用については、ガスの資金を活用し、定期預金より高い利息収入の確保に努める。

4 広域連携の取組みについて

経理職員の知見を広め、近隣団体との広域連携に資するため、今年度も引き続き経理事務担当者会議の開催を継続する。

また、令和11年度の会計システム共同化の完全統一に向けて、事務処理の標準化と単一仕様の検討作業を継続するとともに、協議会不参加団体への働き掛けや参加意向確認等を適宜行う。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 適切な予算執行管理と事業運営に必要な財源の確保について

各事業において、料金収入等の事業収入は減少し、維持管理等の経費が増加していく傾向にある。また、水道事業及び下水道事業においては、大規模な施設整備や更新等により今後の資金需要が高まる。

このことから、予算不足が生じないように、例年以上に計画的かつ効率的な予算の執行管理に注力するとともに、必要な財源の確保に取り組む。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの
特になし

経営戦略室 6人（正規職員6人、兼務職員8人）

I 室の事務概要

経営戦略グループ

- ① 局の事業の経営企画、経営戦略に関すること。
- ② 局の事業の経営に係る調査及び研究に関すること。
- ③ 料金及び使用料の調査、検討及び設定に関すること。
- ④ 運営権者との契約、調整等に関すること。
- ⑤ 大津市ガス特定運営事業等検証委員会に関すること。

広報戦略グループ

- ① 局の事業の広報に係る戦略及び活動に関すること。
- ② 室の一般庶務に関すること。

II 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

1 ガス託送料金の改定について

ガス託送料金の改定の基準となる超過利潤累積額が、令和4年度決算において一定水準額を超過したため、ガス託送料金の値下げ改定が必要となった。

これを受け、令和5年12月に託送供給約款の変更届出を行い、令和6年4月からガス託送料金を値下げ改定した。(平均改定率△1.1%)

2 上下水道需要家意識調査について

企業局では、今後の上下水道の整備計画、経営戦略等の策定及び広報活動の参考資料にすることを目的として、概ね4年から5年ごとに本市で上下水道を利用している需要家の意識調査を実施している。(前回調査(令和元年度に実施)以前は、水道についての調査であったが、今回調査から下水道に関する調査も合わせて実施した。)

令和5年度は、本年度実施予定の上下水道事業の中長期経営計画(経営戦略)の改定に活用するため、以下のとおり上下水道の需要家3,000件(無作為抽出)を対象に意識調査を実施し、調査報告書を取りまとめた。

調査対象	令和5年7月31日現在、家庭用、口径20mm以下、開栓中の上下水道需要家
調査母集団	128,503戸
配布数	3,000件（前回と同じ）
回収数	1,433件（前回比：△206件）
回収率	47.8%（前回比：△6.8ポイント）
実施期間	令和5年10月13日（金）～10月31日（火）
質問数	34問

3 官民協働による給水スポットの拡大

企業局ではSDGsの活動として「マイボトルを持ち歩くライフスタイル」を提案し、その取組として、なぎさ公園や大津港に冷水機を設置してきたが、さらなる普及促進のため、令和4年度に民間事業者を対象とした補助制度を創設した。

令和5年度は、同制度を活用して新たに3か所（大津駅前公園、道の駅妹子の郷、一里山公園緑のふれあいセンター）に冷水機が設置された。

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 上下水道、ガス事業の中長期経営計画（経営戦略）【令和2年度改訂版】の改定について

現計画（全体計画期間：令和14年度まで）については、各事業の前期（4年間）の計画期間が、令和6年度末をもって期間満了となることに伴い、経営戦略を令和7年度から令和18年度までの12年間の計画期間とする計画に改定する。

また、水道事業については、「湖都大津・新水道ビジョン」の「重点実行計画」の前期（4年間）が期間満了となることから、同計画の見直し及びレビューを本改定に合わせて行う。

なお、現計画の改定にあたり、より多面的な意見を聴取することを目的に、学識経験者や市民団体等からの推薦者等で構成する懇談会を設置する。

2 企業会計システムの共同化について

事業運営における事務部門の基盤強化とコスト縮減、将来の広域連携の素地とするため、令和2年に「企業会計システム共同化協議会（任意協議会）」を設立し、県内上下水道事業体における企業会計システムの共同化に取り組んでいる（令和6年度2月に1事業体が新規加入し、現在は6事業体で構成）。

なお、本取組については、将来的には単一化を目指して、段階的に進展する方針としており、滋賀県水道ビジョンにおいて掲げられている「県内一水道」の事務部門における取り組みとして、引き続き広域化に寄与していく。

3 大津市ガス特定運営事業等のモニタリングについて

大津市ガス特定運営事業等（事業期間：令和元年度～令和20年度）の管理者として、運営権者が実施するサービスの水準が適切に確保されているかのモニタリングを行っている。

令和5年度のモニタリング結果については、7月に開催予定の大津市ガス特定運営事業等検証委員会において、評価、検証をしていただき、8月に結果を公表する予定である。

4 広報戦略の推進等について

企業局では「暮らし支えるパートナー」をキャッチフレーズとして、「大津市企業局広報戦略」に基づき、水道、下水道、ガス事業のPRに取り組んでいる。今後も引き続き、企業局広報紙やSNS等を活用した情報発信により、お客様とのコミュニケーションを深めていく。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

- 1 湖都大津・新水道ビジョン/大津市水道事業中長期経営計画（経営戦略）【令和6年度改訂版】（案）
- 2 大津市下水道事業中長期経営計画（経営戦略）【令和6年度改訂版】（案）
- 3 大津市ガス事業中長期経営計画（経営戦略）【令和6年度改訂版】（案）

※ 上記3計画ともに、令和7年1月に実施予定

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

契約管財課 9人（正規職員7人、会計年度任用職員2人）

I 課の事務概要

契約グループ

- ① 企業局入札監視委員会に関すること。
- ② 建設工事等の入札及び契約に関すること。
- ③ 建設工事等請負業者の指名に関すること。
- ④ 企業局建設工事等契約審査委員会に関すること。
- ⑤ 物品の購入等の入札及び契約並びに出納保管に関すること。
- ⑥ 企業局委託業務等契約審査委員会に関すること。
- ⑦ 不用物品の処分（貯蔵品）に関すること。
- ⑧ 公印の保管に関すること。

管財グループ

- ① 局の財産の管理、登記及び処分の総括に関すること。
- ② 物品の購入等（車両及び備品）の入札及び契約並びに出納保管に関すること。

- ③ 不用物品の処分（車両及び備品）に関する事。
- ④ 局が所管する市有自動車に係る事故防止及び事故処理に関する事。
- ⑤ 局が所管する市有自動車の点検整備に関する事。
- ⑥ 市有物件災害共済に関する事。
- ⑦ 自動車損害賠償責任保険に関する事。
- ⑧ 課の一般庶務に関する事。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 契約管理事務の執行について

企業局が発注する工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、契約審査委員会、入札監視委員会を設け、その公共性の観点から透明性、競争性、公平性の確保に努めている。

役務に係る委託業務についても、契約審査委員会を設け、発注方法及び業者選定の適正性の確保に努めており、入札結果や随意契約の理由を企業局ホームページ上で公表し、透明性の確保に努めていく。

また、工事発注において、予算の「債務負担行為」を積極的に活用し発注時期を平準化することにより、年度末の工事量の偏りを解消し、年間を通した工事量の安定化を図っている。

なお、工事等の発注に伴う入札制度については、令和2年6月より変更した予定価格及び最低制限価格の事後公表を継続している。さらに、不祥事防止に向け、職員への研修・啓発を継続するとともに、適正で効率的な入札・契約事務を実施している。

2 財産の処分について

企業局内の行政財産を除く土地建物等の財産について、活用が見込めない未利用土地は、売却処分による収益の確保を図る。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 未利用土地の売却について

企業局が保有する財産のうち用途を廃止したポンプ場、配水池の跡地など、将来的に活用が見込めないと判断される未利用土地について、経営健全化の一端として売却による処分を行っている。これらの土地については、従前の利用目的から、立地や形状等売却の条件に恵まれないものもあるが、市場性、公共性を評価し、用地整理を進めるとともに、市の広報だけでなく民間事業者を通じた広報を行うなど、売却処分に向けた取組を進めていく。

2 公用車の適正管理について

企業局が管理する公用車は、リース車を含め82台あり、多くの公用車の購入及びリース車両の更新を控えている。半導体不足や円安の影響による車両部品の高騰や調達の遅れにより、購入車の納車が遅れることやリース契約が困難になる可能性があることから、更新時期を逸しないよう、適正な事務を進めていく。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの
特になし

工事監理課 9人（正規職員5人、会計年度任用職員4人）

I 課の事務概要

工事検査グループ

- ① 請負、給配水施設工事の検査に関すること。
- ② 請負、給配水施設工事の検査に伴う技術指導に関すること。

技術監理グループ

- ① 水道、下水道及びガス施設情報の管理及び運営に関すること。
- ② 企業局技術委員会及び専門委員会に関すること。
- ③ 水道、下水道及びガス器材の承認並びに工法及び技術基準に関すること。
- ④ CAD積算システムの運用・保守に関すること。

II 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 工事書類簡素化について

企業局が発注する請負工事及び承認する給配水施設工事に関する検査業務の充実化と効率化を念頭に置き、より良い品質の工事成果物が得られるよう、常に厳正で公平、的確な検査執行に努める。なお、令和5年12月に利用を開始した滋賀県工事管理情報システムの活用により、工事に係る帳票の電子納品に加え、工事書類の簡素化（ペーパーレス化）に向けた検討を行う。また、新技術の活用（建設キャリアアップシステム利用等）についても、更なる生産性の向上に取り組んでいく。

2 設計積算単価改定業務の事務効率化について

CAD積算システムの運用に合わせ、特別調査の実施による資材単価の適正化や工法、歩掛等積算の資料整備に努め、単価の特別調査については、令和元年度から滋賀県水道協会主導の調査業務共同発注に参加しており、引き続き、より適正な単価を設定していく。なお、今年度においては確実、円滑で効率的な作業体制の構築を目指し、設計積算単価改定業務の一部をシステム開発会社へ委託する。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 大津市企業局マッピングシステムサーバのクラウド化について

マッピングシステムのサーバ機器の保守期限が令和7年度に到来することから、長期収支にも計上するべく、クラウド化について費用の算出とスケジュール策定等検討を進める。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

料金収納課 16人（正規職員14人、会計年度任用職員2人）

I 課の事務概要

管理グループ

- ① ガス料金收受等代行業務委託契約の請求及び同業務委託のうち収納及び窓口受付関係に関すること。
- ② 「お客様センター業務」の運営管理（収納及び窓口受付関係）に関すること。
- ③ 水道、ガス料金及び下水道使用料の賦課調定に関すること。
- ④ 納入通知書に関すること。
- ⑤ 水道、ガス料金及び下水道使用料その他の収納金の収納及び精算に関すること。
- ⑥ 課の一般庶務に関すること。
- ⑦ ガス料金收受等代行業務委託の会計処理に関すること。

収納企画グループ

- ① 「お客様センター業務」の運営管理（整理関係）に関すること。
- ② ガス料金收受等代行業務委託契約のうち、整理関係に関すること。

- ③ 水道、ガス料金及び下水道使用料の督促に関する事。
- ④ 水道の給水及びガスの供給停止並びに当該停止処分の取り消しに関する事。
- ⑤ 水道、ガス料金及び下水道使用料の債権管理並びに不納欠損処分に関する事。
- ⑥ 滞納情報（警察照会を含む。）等の照会回答に関する事。
- ⑦ 下水道賦課漏れに係る収納管理に関する事。
- ⑧ 委託契約関係（プロポーザル実施）に関する事。
- ⑨ 企業局DX戦略に関する事。

計量検針グループ

- ① 「お客様センター業務」の運営管理（検針・開閉栓関係）に関する事。
- ② 貯蔵品の購入、たな卸経理及び管理に関する事。
- ③ 検定満期メーターの取替えに関する事。
- ④ 漏水認定に関する事。
- ⑤ 下水道使用量の認定に係る請求に関する事。
- ⑥ 開閉栓業務及び下水道の一時休止に関する事。
- ⑦ ガス事業の託送供給に関する事。

- ⑧ 託送使用申込及び使用料の請求（負荷計測器の管理）に関すること。
- ⑨ ガス導管業務（最終保障、スイッチング業務等）に関すること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

1 料金照会等クラウドサービス「未^みるみる」の利用促進について

一昨年度4月より、お客様サービスの向上と検針票のペーパーレス化を図るため、水道、下水道及びガスの毎月の料金等をWEBで照会できるシステム「未^みるみる」を導入している。利用者促進のためキャンペーンを複数回実施し、令和5年度末で8,199人の利用者登録があった。また、令和6年3月末から複数施設登録・CSVデータ出力機能なども拡充させており、今後は広範囲な広報活動を行いながら利用者増加の促進を継続していく。

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 企業局お客様センターの運営について

水道、ガスの開閉栓の受付から、検針、料金収納、滞納整理に至るまでの一連の業務並びに上下水道、ガスの審査業務について対応できるよう、お客様センターを設置して、その運営については下記のとおり

民間ノウハウを活用した包括委託を実施していく。

受託者 ヴェオリア・ジェネッツ株式会社

業務期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5か年）

なお、大津市ガス特定運営事業等の実施により、ガス小売事業はびわ湖ブルーエナジー株式会社が実施しているが、ガス料金については、同社と收受等代行業務委託契約を締結し、本市が受託して対応していく。

2 水道及びガスメーターの管理、交換等について

検定満期によるメーターの取替えについては、計量法（水道8年、ガス10年）に基づき、適切に交換業務を行っている。お客様の事情等により交換保留となっている案件については、早期に交換していただけるよう、今後も粘り強く対応していく。

なお、今年度は、水道24,745台、ガス8,114台の交換を予定している。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 検定満期メーター交換業務の最適化の検討について

メーター交換業者の高齢化、人材不足に起因するトラブルを解消し、安定的で安心できる委託業者の選定方法を検討する。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

水道ガス整備課 21人（正規職員18人、再任用職員2人、会計年度任用職員1人）

I 課の事務概要

計画調整グループ

- ① 水道事業及びガス事業に係る総合企画及び総合調整に関すること。
- ② 水道事業計画及びガス事業計画の策定に関すること。
- ③ 水道施設及びガス施設に関する企画及び調査に関すること。
- ④ 水道事業の水利権に関すること。
- ⑤ 水道事業における広域化の推進に関すること。
- ⑥ ガス技術者試験に関すること。

建設第1グループ

- ① 上水道拡張工事及び改良工事における取水、導水、浄水、送水及び配水施設（構造物及び電気設備を除く。）の設計及び施工に関すること。
- ② 上水道拡張計画において、新たに給水区域とした開発事業等の区域に係る送水及び配水施設（構造物及び電気設備を除く。）の設計及び施工に関すること。

② 事業期間	令和3年度～令和14年度
③ 計画給水人口	322,392人（令和14年度予測値）
④ 年間給水量	3,695万 m^3 （令和14年度予測値）
⑤ 総事業費	427億700万円

2 今年度の事業計画について

（1）八屋戸浄水場の廃止に向けた配水管整備について

八屋戸浄水場は、電気・機械設備の大規模な更新時期が迫っており、これらの更新には多額の費用がかかることから、管路整備を行い、浄水場を廃止して加圧施設に変更することで、更新費用を縮減する。

なお、令和12年度の廃止を目標とし、令和4年度より、真野高区配水池～八屋戸浄水場間の送配水管整備を実施している。

① 全体事業概要

事業期間	令和4年度から令和12年度まで
事業内容	八屋戸～真野浄水場間送配水管整備 L=9,200m

② 令和5・6年度（債務負担行為）事業：水明一丁目ほか地先

送配水管布設DIPφ400mm L=910m

③ 送配水管整備：水明一丁目地先

送配水管布設DIPφ400mm L=130m

鞘管推進工 HPφ500mm L=30m

（2）瀬田地区送配水施設整備事業

中高層建物が比較的多いJR瀬田駅周辺地区において、10階建てまで直結増圧給水方式が可能となるように、水圧を高めるための配水管整備を進めている。

① 配水管整備：大江七丁目地先

配水管布設DIPφ200mm L=175m

DIPφ150mm L=340m

（3）藤尾地区分水解消事業

藤尾地区は、長等山系により本市市街地と隔たれているため、京都市から給水を受けていたが、西大津バイパスの拡幅事業にあわせて水道施設を整備し、地区の大部分に本市浄水場の水道水を供給できるようになった。現在、地区内に対し効率的に給水するための施設整備を進めている。

① 配水管整備：藤尾奥町地先

配水管布設 P E ϕ 75 ~ 50 mm L = 380 m

S U S ϕ 75 mm L = 15 m

(4) 膳所平尾配水池系送配水管整備事業

国分・石山地区の安定給水を図るため、老朽化している国分加圧ポンプ場の廃止や国分・石山配水池系の相互融通機能の強化を目的に、膳所平尾配水池系の配水管 ϕ 300 ~ 400 mm L = 2, 100 m の整備を行う。

① 令和6・7年度（債務負担行為）事業：国分二丁目ほか地先

送配水管布設 D I P ϕ 300 mm L = 800 m

(5) 山上低区系送水管更新事業

山上低区配水池系送水管は、昭和48年に布設され、管路再構築計画に基づき、 ϕ 700 mm L = 1, 190 m を布設替えする。

① 令和5・6年度（債務負担行為）事業：松山町ほか地先

山上低区系送水管 D I P ϕ 700 mm L = 1, 116 m

山上低区系配水管 D I P ϕ 300 mm L = 541 m

(6) 山上高区系配水管更新事業

山上高区配水池系の配水管は、昭和40年に布設され、平成26年6月末に市役所前で土壤腐食による漏水が発生したことから、山上低区配水池系の配水管を整備し、既設の山上低区系の配水管を山上高区系に切り替える。

① 令和5年度繰越事業：三井寺町ほか地先

山上低区系配水管 DIP $\phi 600\text{mm}$ L = 19m

(7) 真野低区系配水管更新事業

真野低区配水池系の配水幹線 $\phi 900 \sim 1,000\text{mm}$ については、昭和48年～55年に布設され、既に40年以上が経過していることから、管路再構築計画に基づき、 $\phi 800\text{mm}$ L = 4,050mを布設替えする。

① 全体事業概要

事業期間 令和4年度から令和14年度まで

事業内容 真野浄水場～御呂戸川付近 送配水管整備 L = 4,050m

② 令和6年度事業 送配水管整備：真野三丁目ほか地先

送配水管布設 DIP $\phi 800\text{mm}$ L = 280m

(8) 滋賀県水道事業体における広域連携の推進について

令和4年度に策定された「水道広域化推進プラン」に基づき、引き続き県や近隣の水道事業体との連携体制を構築し、業務の共同化など、さらなる広域化を推進する。

また、「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」及び同協議会の下部組織として新たに設置された「個別検討部会」等への積極的な参加に努める。

【ガス事業】

1 大津市ガス事業中長期経営計画（経営戦略）の推進について

「大津市ガス事業中長期経営計画（経営戦略）」に基づき、供給区域内の未供給地域の主要路線整備を行い、都市ガスの普及を図る。また、広範囲に安定したガス供給を確保するため、双方向からのガス供給（ループ化工事）を実施するべく中圧ガス導管の整備を行う。

開発事業に伴う供給申請など、新たなガス需要に対しても各申請に応じたガス導管の整備を行う。

2 今年度の事業計画について

(1) 未供給地域のガス導管整備

整備地区 和邇地区（和邇南浜）

事業内容 低圧ガス導管 100A L = 490m

(2) ループ化に伴うガス導管整備

整備地区 皇子が丘二丁目

事業内容 中圧ガス導管 150A L = 500m

(3) 道路整備に伴うガス導管整備

①整備地区 真野四丁目（都市計画道路 3・4・21号線）

事業内容 低圧ガス導管 200A L = 310m

②整備地区 伊香立上在地町（幹 2003号線）

事業内容 低圧ガス導管 50A L = 50m

(4) 供給申請に伴うガス導管整備（市内一円）

事業内容 低圧ガス導管 50A～300A L = 6,430m

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 水道システム再構築に伴う大規模洗管等の実施について

「湖都大津・新水道ビジョン」に基づく瀬田地区送配水施設整備事業や老朽鋳鉄管更新事業など、水道システムの再構築に向けた大口径の送配水管整備が順次完了している。これらの事業については、新設管の運用に伴う洗浄作業等が必要であり、濁水を伴うものなどについては、夜間での作業となる。

また、洗管方法の検討や準備作業、お客様対応等に多大な労力・時間を必要とすることから、大規模洗管作業の実施スケジュールの検討や職員の動員、技術継承などが今後の重要な課題となる。

2 「湖都大津・新水道ビジョン」の改訂に伴う重点実行計画の策定について

「湖都大津・新水道ビジョン」については平成28年度に策定した後、令和2年度に改訂されており、令和6年度には令和7～18年度を事業期間とした改訂を予定している。

重点実行計画の策定にあたっては、真野・新瀬田浄水場更新改良等事業（PFI事業）の中止による水道システム再構築計画の見直しを考慮し、浄水場・配水池耐震化計画や管路再構築計画等、関連する整備計画との調整を図る必要がある。

3 大津市ガス事業中長期経営計画（経営戦略）改訂に係る投資計画の見直しについて

「大津市ガス事業中長期経営計画（経営戦略）」の令和6年度の改訂に係る投資計画について、昨年度から引き続き、未供給地域の導管整備や主要低圧導管の整備計画について検討を行い、投資計画の見直しを行う。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

水道ガス改良課 20人（正規職員17人、再任用職員0人、会計年度任用職員3人）

I 課の事務概要

改良第1グループ

- ① 水道の経年管（鉛製給水管以外の給水管を除く。）の改良工事に係る設計及び施工に関する事。
- ② 給水不良等の改良工事に係る配水管の設計及び施工に関する事。
- ③ 局の事業以外の事業に起因する導水管、送水管若しくは配水管の移設工事に係る設計及び施工に関する事。
- ④ 鉛製給水管更新事業に係る設計及び施工に関する事。
- ⑤ 課の一般庶務に関する事。

改良第2グループ

- ① ガスの経年管（内管を除く。）の改良工事に係る設計及び施工に関する事。
- ② 局の事業以外の事業に起因するガス導管（内管を除く。）の移設工事に係る設計及び施工に関する事。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 配水管布設替工事等改良事業について

(1) 老朽配水管布設替工事（初期ダクタイル鑄鉄管）

今年度については、新水道ビジョンに基づき、長等二丁目、穴太三丁目ほかで実施する。

長等二丁目 $\phi 200$ $L = 160\text{m}$

穴太三丁目ほか $\phi 200$ $L = 89\text{m}$ （令和5年度繰越工事）

(2) 老朽配水管布設替工事（その他の老朽管：CIP）

今年度については、音羽台で実施する。

音羽台 $\phi 200$ $L = 100\text{m}$

(3) 配水管改良事業

土壌腐食及び老朽化による漏水事故履歴のある水道管の布設替工事を実施し、安定給水に努める。

今年度は、下阪本六丁目、仰木の里東七丁目、大石淀一丁目、栗原で実施する。

下阪本六丁目	φ 6 0 0	L = 7 0 m	水管橋	一式
仰木の里東七丁目	φ 2 0 0	L = 2 6 0 m		
大石淀一丁目	φ 1 5 0	L = 5 0 m	水管橋	一式
栗原	φ 1 0 0 ~ φ 1 5 0	L = 8 2 0 m		

2 鉛給水管布設替事業について

新水道ビジョンに基づき鉛製給水管の更新を計画的に進めている。

今年度については、際川三丁目、本宮二丁目において、鉛製給水管（約 1 2 4 箇所）の布設替えを実施する。

3 ガス導管の耐震化推進事業について

(1) 耐震性ガス導管網整備事業

今年度のガス型継手鋳鉄管改良事業については、長等二丁目ほかで布設替えを実施する。

また、S E継手被覆鋼管改良事業については、坂本七丁目ほかで布設替えを実施する。

ガス型継手鋳鉄管	φ 1 0 0 ~ φ 2 0 0	L = 2 7 0 m
----------	-------------------	-------------

S E継手被覆鋼管 $\phi 50 \sim \phi 75$ L = 490 m

(2) 経年管改良事業

アスファルトジュート巻鋼管改良事業については、本丸町において布設替えを実施する。

アスファルトジュート巻鋼管 $\phi 300$ L = 600 m

GM型継手鋳鉄管改良事業については、真野六丁目ほか等において布設替えを実施する。

GM型継手鋳鉄管 $\phi 100 \sim \phi 200$ L = 1320 m

S GM継手被覆鋼管事業については、仰木の里三丁目ほか等において布設替えを実施する。

S GM継手被覆鋼管 $\phi 50 \sim \phi 75$ L = 1160 m

4 他工事に伴う水道、ガス管移設事業について

道路や河川などの公共工事及び民間工事で支障となる水道管・ガス管の移設工事を一括して実施することにより、効率的な安定給水とガス供給の確保を図っていく。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 栗原地区の漏水に伴う送配水管布設替工事について

栗原地区において、塩化ビニル管（VP）の漏水事故が過去より頻繁に発生し、栗原地区及び伊香立下龍華地区のお客様に断水等の影響を及ぼしている。比較的年代の新しい水道管ではあるが石が点在する土質条件により、外傷に弱い管が石に圧迫され亀裂することが原因である。

水道管布設替えの地元要望も受けており、令和6年度より送水管及び配水管の布設替工事を実施し、当該地区の安定給水を図る。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

下水道整備課 18人（正規職員14人、再任用職員1人、会計年度任用職員3人、兼務職員1人）

I 課の事務概要

北部整備グループ、南部整備グループ

- ① 下水道の管渠及び中継ポンプ場の工事の調査、測量、設計及び施工に関すること。
- ② 下水道の整備計画の策定に関すること。
- ③ 下水道施設の地震対策に関すること。
- ④ 下水道管渠のストックマネジメント計画（雨天時浸入水対策含む）等に基づく改築更新に関すること。
- ⑤ 中継ポンプ場の施設整備、統廃合に関すること。
- ⑥ 管路施設の移設に関すること。
- ⑦ 合流式下水道の改善施設の整備に関すること。
- ⑧ 開発事業、下水道法第16条により新設された管渠施設の検査に関すること。
- ⑨ 下水道の整備に係る用地処理及び補償に関すること。
- ⑩ 下水道用地の取得に関すること。

計画・雨水渠整備グループ

- ① 下水道事業の基本計画、長期計画等の策定、都市計画決定及び事業計画に関すること。
- ② 下水道耐震化計画、ストックマネジメント計画等の計画策定に関すること。
- ③ 大規模開発等の事業調整に関すること。
- ④ 流域下水道の計画区域外流入の県との協議、申請に関すること。
- ⑤ 雨水渠の整備、計画策定に関すること。
- ⑥ 瀬田浦クリーク水質浄化事業に関すること。
- ⑦ 雨水渠施設の改築(調査、工事)等に関すること。
- ⑧ 開発事業、下水道法第16、24条に伴う雨水渠に関すること。(技術協議、指導、審査、許可検査)
- ⑨ 開発事業、下水道法第16、24条に伴う雨水渠台帳作成(指導、審査)に関すること。
- ⑩ 下水道台帳(汚水、雨水)に関すること。
- ⑪ 下水道の整備に係る用地処理及び補償に関すること。
- ⑫ 下水道用地の取得に関すること。
- ⑬ 下水道維持管理システムの運用に関すること。

⑭ 課の一般庶務に関すること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 下水道関係の計画策定、統計整理

① 内水浸水想定区域図作成業務

② 下水道事業の整備結果の統計的整理（整備区域、整備人口等）

③ 大津市下水道維持管理システム保守

2 汚水管渠整備事業について

未整備地区の解消を図り、汚水管渠整備を引き続き推進する。

今年度末見込み 下水道普及率 98.5%

整備面積 5.9 ha 管渠延長 1.5 km

主な工事箇所

大津市（湖西）公共下水道 大物、和邇北浜

3 下水道地震対策事業（管渠）について

平成30年度に策定した「大津市下水道総合地震対策計画」（Ⅱ期計画：平成30年度から令和9年度まで）に基づき耐震対策事業を進める。

主な工事概要

大津膳所北幹線耐震化工事 管更生 145m

南大萱1号汚水幹線耐震化工事 人孔更生 4か所

4 下水道施設の改築更新事業（管渠）について

令和5年度に策定した「大津市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道管渠の改築更新事業を進める。

主な工事概要

下水道管渠改築工事（管更生）（長等三丁目ほか） 延長 230m

(管更生)	(木下町ほか)	延長	320m
(管更生)	(坂本三丁目ほか)	延長	60m
(管更生)	(衣川二丁目ほか)	延長	90m
(管更生)	(月輪二丁目ほか)	延長	480m
(人孔更生)	(関津三丁目ほか)		3基

5 雨水渠整備事業について

主な工事概要

湖南中部処理区 殿田川 $\phi 900\text{mm}$ 延長 260m

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 雨天時浸入水（不明水）対策について

下水道施設の老朽化の進行や高強度降雨の増加により下水の流量が増加し、マンホールからの溢水など、雨天時浸入水（不明水）に起因する事象が全国的に発生している。雨天時浸入水は、発生箇所や原因が多様で、処理下水量の増大、公共用水域の環境汚染等の原因となっていることから、下水道管理者にとって解決すべき重要な課題である。

特に、ポンプ場・処理場への処理能力を超えた流入は、処理機能の低下につながることから、晴雨天時に流量計の設置や管内テレビカメラ調査等を実施し、発生エリアの絞込みや不良箇所の特定を行い、補修・改築工事等による改善を図っていく。また、滋賀県と県下の市町により設立した不明水対策検討会において、県の流域下水処理場での対応等を含め、県下一体での雨天時浸入水対策の実施に向けた協議を継続していく。

2 整備困難地区の解消について

下水道普及率（行政人口普及率）は、昨年度末で98.5%に達している。しかし、残る未整備地区には、次の理由により整備が困難な地区が存在している。

- (1) 私道の下水道管布設に必要な土地所有者及び関係権利者の土地使用承諾が得られない。（和邇北浜地先の住吉台地区においては、法務局による地図作成業務が平成30年度に完了したが、今後事業を進め

ていくには、道路敷地内に一部存在する私有地や私道の土地使用承諾を得る必要がある。)

- (2) 高低差の関係からポンプ場設置が必要な場所でポンプ場の用地が確保できない。
- (3) 道路幅員が狭く、地下埋設物が輻輳し埋設スペースの確保ができない。

特に本市北部地域の未整備地区の大半を占める旧認定団地では、生活用道路の殆どが私道であり、定住人口も少なく、整備済み管渠からその地区までの距離が遠く計画的・優先的な整備を困難にしている。引き続き、技術的課題を解消し、整備困難地の公共下水道の整備に努めるとともに、公共下水道と合併浄化槽との役割分担を明確にし、費用対効果の低い箇所においては企業局としての経営的視点で再検討しながら、整備可能な地区については令和12年度(2030年度)末を目途に概ね整備を完了する。

3 瀬田浦クリークについて

瀬田浦クリーク水質浄化事業については、引き続き、水質浄化施設の定期的な維持管理を継続しながら水質改善に努める。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

お客様設備課 29人（正規職員15人、再任用職員4人、会計年度任用職員10人）

I 課の事務概要

開発調整グループ

- ① 開発事業等に伴う水道、ガスの供給及び下水道施設の設置申請に係る調査、回答及び関係課との調整に関する事。
- ② 排水設備設置義務免除許可に関する事。

業務グループ

- ① 指定給水装置工事事業者、下水道排水設備指定工事店及び指定ガス工事店に関する事。
- ② 給水管、下水道取付管、ガス供給管に関する道路、河川等の占用掘削等に係る協議、立会及び申請に関する事。
- ③ 下水道水洗化普及促進に関する事。
- ④ 下水道使用料賦課漏れに係る調査及び収納交渉に関する事。
- ⑤ 課の一般庶務に関する事。

装置グループ

- ① 給水装置及びガス供給装置工事の受付、審査及び精算に関すること。
- ② 下水道排水設備工事の受付、審査に関すること。
- ③ 給水装置申込みに伴う鉛給水管対策に関すること。
- ④ 公共汚水ますの設置に関すること。
- ⑤ 上下水道・ガス審査窓口業務の委託に関すること。
- ⑥ 給水管、下水道取付管、ガス供給管に関する道路、河川等の占用掘削工事に伴う舗装復旧工事に関すること。
- ⑦ 水洗便所等の改良助成に関すること。
- ⑧ 自家用汚水ポンプ施設設置等補助に関すること。

検査グループ

- ① 給水装置、排水設備及びガス供給装置工事の検査に関すること。
- ② 指定工事店への技術指導に関すること。
- ③ 給水管、下水道取付管、ガス供給管に関する道路、河川等の占用掘削工事に伴う舗装復旧工事に関すること。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 水道・ガス・下水道工事申請等 Web 受付システムの業務フロー検証と既存オーダーシステムとのデータ連携について

今年度から運用開始する水道・ガス・下水道工事申請等 Web 受付システムについて、運用開始後は Web 申請分と従来の持ち込み申請分が混在することから、早期に業務フローを検証し、混乱なく受付・審査できる仕組みを構築する。また、本システムと既存のオーダーシステムとデータ連携させるため、オーダーシステムを改修（データ取込機能の追加）することで、事務を軽減し、入力ミス未然に防止する。

Ⅳ 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画
該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 水道・ガス・下水道工事申請等 Web 受付システムの活用推進とデジタル窓口の早期実現

今年度から Web にて工事申請書・検査予約・精算申請の受付を運用開始するが、システムの導入効果を上げるためには利用率を上げる必要がある。

しかし、加入金等の納付書の受け取りや事前の宅内配管状況等の調査等については、依然として来庁する必要があり、「書かせない、待たせない、来させない」のデジタル窓口の早期実現のためにも、納付書の郵送や電子請求、ネット等による宅内配管調査、またはそれに変わる方法などの調査検討を進める。工事店の来庁機会を無くすことが、Web 受付システムの利用率向上に寄与すると考えられる。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

維持管理課 29人（正規職員20人、会計年度任用職員9人）

I 課の事務概要

第1グループ

- ① 大津市ガス特定運営事業等における附帯業務（水道施設の点検・水道の緊急保安・修繕業務等）の管理、調整に関すること。
- ② 水道施設の災害対策及び教育訓練に関すること。
- ③ 送配水管の漏水防止計画の策定及び実施（修繕工事を除く。）に関すること。
- ④ 送配水管管理計画の策定及び実施に関すること。
- ⑤ 送配水施設（加圧施設及び配水池を除く。）の用地管理に関すること。
- ⑥ 水道の私有管等の受納処理に関すること。
- ⑦ 送配水管に係る占用許可の更新手続に関すること。
- ⑧ 水道修繕業務等に係る舗装本復旧に関すること。
- ⑨ 課の一般庶務に関すること。

第2グループ

- ① 大津市ガス特定運営事業等における附帯業務（ガス施設の点検・ガスの緊急保安・修繕業務等）の管理、調整に関すること。
- ② ガス整圧器及び電気防食施設の改良工事の設計、施工及び維持管理に関すること。
- ③ ガバナ遠隔監視制御システムの維持、運用に関すること。
- ④ 液化石油ガス発生設備の維持管理に関すること。
- ⑤ ガス施設に係る災害防止に関すること。
- ⑥ ガス導管（内管は除く。）の維持管理及び点検、補修に関すること。
- ⑦ ガス修繕業務等に係る舗装本復旧に関すること。
- ⑧ 敷地内他工事に関すること。

保安グループ

- ① 大津市ガス特定運営事業等における附帯業務（ガスの内管漏えい検査業務）の管理、調整に関すること。
- ② 需要家保安に関すること。

- ③ 経年埋設内管対策に関する事。
- ④ 需要家保安に係る教育及び資格に関する事。
- ⑤ 業務用無線設備の維持管理に関する事。
- ⑥ ガス施設に係る災害対策及び教育訓練に関する事。
- ⑦ ガス導管（内管は除く。）の占用許可申請及び用地管理に関する事。
- ⑧ ひとり暮らし等高齢者宅安全点検に関する事。

他工事グループ

- ① 送・配・給水管に近接する水道事業以外の工事の受付、協議、立会及び巡回に関する事。
- ② ガス導管に近接するガス事業以外の工事の受付、協議、立会及び巡回に関する事。
- ③ 公共下水道管渠に近接する本市の下水道事業以外の工事の受付等に関する事。
- ④ 他工事に伴う緊急措置に関する事。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

1 瀬田川共同橋吊部材補修工事の実施について

瀬田川共同橋は水道管、ガス管、N T T通信ケーブルを架設しており、これまで毎年、橋梁下部や管路の目視点検を実施していたが、令和3年の和歌山市水管橋崩落事故を受け、令和4年度に初の試みとして近接目視が困難であった「橋梁上部」の点検を、ドローンを用いて実施した。

ドローンによる調査では、早急に補修を要する損傷はなかったものの、吊材と主桁の接合部（格点）を覆うカバー内部の防食機能劣化（塗装の劣化）を確認した。この接合部は、構造的に重要な部位であるため令和5年度に格点を覆うカバーを一部取り外し、直接目視による健全性調査を実施した。

直接目視による点検結果については、格点の各部材に塗装劣化がみられたが、腐食による肉厚減少など著しい損傷はなかった。

しかし、格点を覆うカバー内部は雨水が侵入、滞留しやすい構造であるため、吊材と主桁をつなぐ「ターンバックル開孔」内部の鋼材表面に腐食が見られ、最悪の場合、荷重を支持できなくなる可能性も考えられることから、令和6年度に接合部カバーを取外し吊部材の補修工事を実施する。

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 送配水管の維持管理事業について

安全で安心な水の供給を継続するため、各種配水設備の総合点検を軸に調査点検を実施する。

また、調査点検結果より、必要に応じて、速やかに修繕等を実施する。

水管橋については、点検結果等を基に作成した水管橋維持管理計画により、計画的に補修工事等を実施し、事故防止と施設の延命化を図る。

また、管内面の汚れによる濁水、滞留水による水質低下を防止し適切な水質を維持するため、定期的に洗浄作業を実施する。

2 配水ブロック化事業について

配水管理の効率化や災害や漏水等における復旧作業の迅速化を図るため「湖都大津・新水道ビジョン」に基づき、配水ブロックの構築に取り組んでいる。今年度は関係課と連携を図りながら、真野、堅田、雄琴、大江の各地区で実施し、8ブロックの構築を計画している。

3 漏水防止対策事業について

漏水調査は、有収率の向上と漏水に起因する道路陥没による事故の未然防止等を目的に実施しており、有収率は、令和5年度末現在で95.8%となっている。

今年度は、第9次漏水防止計画に基づき、漏水比率が高い鉛給水管、志賀南部地域の戸別音聴調査及び

大津地域（琵琶湖第一疎水～大石）の耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（H I V P 管）の路面音聴調査を実施する。

さらに、平成28年度から取り組んでいる漏水事故多発管路や法定耐用年数を経過した管路を対象とした「管路維持管理調査」などの調査により、漏水の抑制や漏水発生区域を早期発見するなど、水道水の安定給水に努める。

委託調査 戸別音聴調査 14,598戸

路面音聴調査 61km ほか

直営調査 管路音圧監視システムを用いた調査

- ・漏水事故多発管路（仰木の里（湖西道路山側）ほか）
- ・法定耐用年数超過管路（千丈川～大石）

4 ガス導管漏えい検査について

ガス導管の漏えい検査を計画的に実施し、ガス漏えいの早期発見による保安の確保とガス事故の未然防止に努める。

- ・中圧B、低圧路線 L = 338km ※1,280kmを4年間で1巡

7 災害対策について

危機管理室と密に連携を図り、災害及び事故対応を迅速にできるようにするため、訓練を実施する。

- ・大阪ガスネットワーク(株)と合同での大津幹線緊急初期活動訓練
- ・特定地下室等におけるガス漏れ初動訓練

8 企業局保安センターの運営管理について

大津市ガス特定運営事業等に係る附帯業務を実施する企業局保安センターの運営管理及び調整・連携を強化し、モニタリングにより水道、ガスの更なる保安向上と安定供給に努める。

(月例報告会/毎月、四半期事業報告会 4 回/年、年度事業報告会 1 回/年)

9 他工事受付業務のデジタル化について

他工事（主に他事業者が上下水道、ガス施設に近接して実施する工事を指す。）受付業務については、時間や場所にとらわれずに申請が可能となるよう、企業局DX戦略に基づき令和6年4月よりWEB申請による受付業務の運用を開始している。

運用開始に伴うWEB申請の周知、広報を展開し利用率の向上を目指すとともに、運用上の不具合や操作方法等の検証を実施し改善を図っていく。

10 ひとり暮らし等高齢者宅安全点検について

令和6年度は、事業のあり方について検討を行うことから点検を見合わせる。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画
該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 経年埋設内管（白ガス鋼管）の改善について

国によるガス安全高度化計画2030に基づき、経年埋設内管改善の推進を図るため「経年埋設内管改善工事補助金制度」の積極的な活用を促し、早期の改善完了を目指す。

なお、国の方針に基づき、保安上重要建物のうち未改善の公的施設物件については、改善や解体の計画、予定を施設所有者に確認しており、また、準公的施設（民間の学校、病院、社会福祉施設、保育園の建物）

についても、改善促進に努めていく。

・ 保安上重要建物で要改善対象物件 ⇒	1, 2 3 8 件 / 1, 8 5 0 件 (進捗率 6 6 . 9 %)
・ 木質系業務用建物等の要改善物件 ⇒	1, 3 9 4 件 / 1, 8 3 6 件 (進捗率 7 5 . 9 %)
・ 一般住宅の要改善物件 ⇒	1 1, 2 8 2 件 / 2 9, 0 0 6 件 (進捗率 3 8 . 9 %)
計	1 3, 9 1 4 件 / 3 2, 6 9 2 件 (進捗率 4 2 . 6 %)

※改善数は令和6年2月末現在

※経年埋設内管（白ガス鋼管）の残存総数は平成11年4月時点

2 技術の習得について

安心、安全、安定で持続可能な水道、ガス施設を維持管理する上で、最も重要なのは専門的技術を維持・習得させることであり、その観点から、現場でのOJTを引き続き実施し、課職員のレベルアップを図っていく必要がある。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

浄水施設課

23人（正規職員17人、会計年度任用職員6人）

I 課の事務概要

保全グループ

- ① 水道施設の保全管理の総括に関する事。
- ② 水道施設の構内取締に関する事。
- ③ 浄水管理センターの維持管理に関する事。
- ④ 課及び浄水整備推進室の一般庶務に関する事。

設備グループ

- ① 水道施設に係る拡張工事及び改良工事の設計及び施工（電気、機械設備）に関する事。
- ② 遠方監視設備等の保全管理に関する事。
- ③ 自家用電気工作物の保守点検に関する事。

建設グループ

- ① 水道施設に係る拡張工事及び改良工事の設計及び施工（土木、建築工事）に関する事。
- ② 水道施設の用地管理に関する事。

運転管理グループ

- ① 水道施設の運転管理の総括に関する事。
- ② 水道施設の水運用に関する事。
- ③ 浄水統計に関する事。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

1 加圧・配水池設備更新改良整備事業について

「湖都大津・新水道ビジョン」及び「加圧・配水池設備更新計画」に基づき、老朽化設備等の計画的、効率的な更新改良および耐震化事業として瀬田配水池更新改良工事、膳所平尾配水池更新改良工事を令和5年度から令和6年度の債務負担行為の工事として着手した。また、内畑加圧ポンプ場における経年劣化設備の更新とダウンサイジング及び省エネ化を目的として内畑加圧設備改良工事を令和5年度から令和6年度の債務負担行為の工事として着手した。いずれの工事も令和6年度末の完成を目指すものである。

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

「湖都大津・新水道ビジョン（重点実行計画・中長期経営計画（経営戦略）」に掲げる施策方針に基づ

き浄水場、加圧施設、配水池の統廃合、計画的な更新及び耐震化等を実施するとともに、適切な水道施設
運転管理に努めることで、効率的かつ安全で安定した水道水の供給確保を目指す。

1 水道施設改良整備事業について

稼働中の浄水場、加圧・配水池施設及び設備機器の多くが更新時期を迎えている中、施設の現状に応じ
て事業費の縮減対策を検討し、老朽化設備等の計画的、効率的な更新改良、主要施設の耐震化工事、業務
委託を実施する。

今年度の主な計画工事等は次のとおりである。

- (1) 真野浄水場中央監視装置延命化
- (2) 真野浄水場脱水設備延命化 (R06～R07 債務負担)
- (3) 柳が崎浄水場生物接触ろ過池等電気設備改良工事 (R04～R06 債務負担)
- (4) 柳が崎浄水場次亜注入設備更新改良工事 (R06～R08 債務負担)
- (5) 柳が崎浄水場受変電設備更新改良工事 (R06～R08 債務負担)
- (6) 膳所浄水場中央監視装置延命化
- (7) 新瀬田浄水場表洗管更新工事
- (8) 膳所浄水場延命化基本検討業務

- (9) 遠方監視施設整備工事 (R04～R06 債務負担)
- (1 0) 水道標準 P F アプリ構築 (企業局 D X)
- (1 1) 瀬田配水池更新改良工事 (R05～R06 債務負担)
- (1 2) 膳所平尾配水池更新改良工事 (R05～R06 債務負担)
- (1 3) 石居配水池更新改良工事
- (1 4) 加圧施設発電機盤設置工事
- (1 5) 内畑加圧設備改良工事 (R5～R6 債務負担)
- (1 6) 大谷加圧設備改良工事 (R06～R07 債務負担)
- (1 7) 池ノ内加圧設備改良工事実施設計業務委託
- (1 8) 坂本第一加圧設備改良工事実施設計業務委託
- (1 9) 新和邇中加圧基本設計及び龍華地区統廃合基本検討業務
- (2 0) アスベスト分析調査業務
- (2 1) 水道事業現場技術業務

2 遠方監視施設整備事業について

平成15年度に整備した「遠方監視設備」の更新事業で、経済産業省、厚生労働省で進められてきたICT、IoT技術である水道標準プラットフォーム「水道情報活用システム」を活用することで、水道事業の効率化を図っていく。なお、当該事業については、国庫補助金を活用して進める。

3 水道施設の運転管理について

浄水場等の運転保全管理「水道施設運転管理業務」については、浄水場を含む水道施設の安定した運用を継続させるため、平成17年度から運転管理業務の民間委託を開始し、平成29年度より薬品等の購入、関連業務を包含した包括的委託業務として実施しており、当該業務のモニタリングを通じて浄水場、加圧設備、配水池設備等の異常や不具合の早期発見に努め、適切な修繕等の保全管理を行い、設備の安全性の向上と延命化、維持管理コストの縮減を図り、清浄で安全な水道水を供給している。

また、本事業は令和6年度から15年間にわたるPFI事業として、柳が崎浄水場を含めた全ての浄水場等の運転維持管理業務を実施する予定であったことから、令和5年度は令和6年3月までの業務委託を行っていた。しかし、令和5年度のPFI事業の事業者選定の中止により、令和6年4月以降の業務継続が急務となり、あらためて業務委託を行う必要が生じたため、次のとおり委託契約を締結した。

委託業務の名称 水道施設運転管理業務

履行期間：令和6年4月1日から令和7年度までの2年間

委託料：21億1,970万円（R5～R7債務負担行為の議案を市議会11月通常会議で可決）

委託業者名：日立製作所・水みらい広島大津市企業局水道施設運転管理業務共同企業体

契約方法：随意契約

なお、履行期間満了後の同業務については、浄水場等の水道施設更新改良、耐震化工事などの事業と一体的に実施できる方向で検討を進めていく。

4 水道施設の保全管理について

水道施設運転管理業務のモニタリングを通じて浄水場、加圧設備、配水池設備等の異常や不具合の早期発見に努め、適切な保全管理を実施することにより、設備の安全性の向上と延命化、維持管理コストの縮減を図る。

5 水道施設停電対策事業について

国（厚生労働省）の求めにより、基幹浄水場の停電対策を実施するもので、導入コスト、ランニングコスト、メンテナンスコスト、緊急時の即応体制、機動性を考慮した結果、令和4年度に大型の高圧発電機車のリース契約を締結し、本年10月に納品を予定している。

なお、当該リース契約には、燃料、運転手の手配等を包含しており、令和20年度までの債務負担行為を設定している。

賃貸借名 : 非常用発電機車リース及び緊急時燃料供給業務

契約相手方 : ○関西電力株式会社（入札代表者）

非常用発電機車リース契約

○日本BCP株式会社（業務提携）

非常用専属石油保管契約

非常用専属車両契約

非常用発電機車の配送及び配送要員の確保に関する契約

賃貸借期間 : 令和6年10月1日から令和21年3月31日まで（上記4契約共通）

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 遊休資産等、未利用地の処分について（課題）

遊休資産、未利用地については、企業総務部経営経理課、契約管財課と連携し、計画的に遊休資産の処分を実施しており、過年度に撤去工事を実施している。

今後は葛川地区等の旧簡易水道施設に加え、加圧施設の統廃合により、更なる遊休資産や未利用地の増加が見込まれることから、撤去方法、資産処分方法などの検討を継続して行っていく必要がある。

2 水草の影響（臭気）について（課題）

南湖では、夏になると水草が異常繁茂し、湖流の停滞による水質の悪化や低層の低酸素化等による腐敗臭の発生など深刻な状態になっている。こうした状況を受け、柳が崎、膳所、新瀬田浄水場の浄水処理においては、水質監視強化を行うとともに生物接触ろ過設備活用、活性炭注入量の調整により対応している。

3 老朽化設備機器の保全管理について（課題）

八屋戸浄水場、膳所浄水場の各設備機器をはじめ、近年更新を計画している設備機器については、耐用年数を超過して使用している機器が多数存在していることから、リスク管理を徹底しながら保全管理に努めていく必要がある。また、昨年度に柳が崎浄水場の汚泥脱水機の故障が発生し、汚泥処理が不可能な状況となったことや真野浄水場の薬品沈殿池の掻き寄せ機の故障が判明したことにより緊急修繕工事で応急措置は実施したが、真野浄水場更新改良工事完了まで当該機器を延命化等の対応を行う必要がある。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

1 水道に関するPR活動の推進について

6月1日から7日に全国的に展開される「水道週間」に浄水場一般公開や小学校の社会科学習における施設見学を実施する。浄水場の紹介動画については、経営戦略室と連携し引き続きインターネット上で公開し水道のPR活動を行う。

浄水整備推進室

2人(正規職員1人、再任用職員1人、兼務職員11人)

I 室の事務概要

- ① 民間事業者による水道施設の整備及び管理の推進に関すること。
- ② 大津市浄水施設等整備・運営審査委員会に関すること。

II 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

1 真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業（PFI事業）について

「真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業」は浄水場の更新改良業務と水道施設の運転維持管理業務を一体的に発注するようPFI方式にて令和4年10月14日に公募型プロポーザル方式による事業者選定手続きを進めていたが、全応募者より辞退届を受理し、令和5年7月21日に事業者選定手続きを中止した。

再発注に際して、応募者の辞退原因の分析、課題抽出、事業方式、範囲、スキーム等について再検討を行った結果、更新改良事業は真野浄水場と新瀬田浄水場に分けた上で、先行して真野浄水場を拠点浄水場として整備し、八屋戸浄水場を早期に廃止するためPFI事業に代えて令和6年度に発注することとした。

一方で、新瀬田浄水場整備改良工事や、その後に予定している膳所浄水場の廃止に関しては、新瀬田浄水場の耐震補強工事の実施時期や、膳所浄水場の廃止を含めた在り方、滋賀県企業庁からの用水供給などの広域連携など、水道事業経営への影響を見極めるための全体最適の検討を令和6年度から令和7年度にかけて実施し、検討の方向性を「湖都大津・新水道ビジョン」の改定に反映させる。

2 大津市水道施設整備及び管理における民間活力の導入支援業務について

上記、「真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業（PFI事業）」の発注、事業者選定を支援することを目的として、令和4年度より事業者選定を進めていたが、事業者選定手続きの中止を受けて委託業務内容を変更し、応募者の辞退原因の分析、再発注に向けての課題抽出、事業方式、範囲、スキームの検討支援を追加した。

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業（DBO事業）について

令和8年度からの事業開始を目指し、事業者選定手続きを中止したPFI事業に代え、DBO事業として発注を予定している。

当該事業の事業者選定スケジュールとしては、令和6年7月に実施方針、要求水準書（案）を公表し、事業者との対話を経て、令和7年1月に実施公告を行い、事業者選定を進める予定である。

2 真野浄水場整備等における官民連携手法導入検討業務について

DBO事業として発注を予定している「真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業」の実施方針、要求水準書（案）の公表、実施公告に必要な書類等の作成を含む事業者選定支援業務とし、公募型プロポーザル方式にて令和6年度当初に発注し、早期に事業者を選定する。

なお、当該事業は、その内容より業務の一貫性が求められるため、事業者選定期間である令和7年度までの債務負担行為を設定し、事業期間が2か年に渡る業務として発注する。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画 該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の発注について

「真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業（PFI事業）」の事業者選定手続きの中止の原因分析、対応措置を検討し、事業者がリスクと感じて事業費に転嫁されない事業内容とした上で、適切な事業費と確実な事業者選定を目指す必要がある。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

水質管理課 9人（正規職員8人、再任用職員1人、兼務職員1人）

I 課の事務概要

管理グループ

- ① 水源、原水、浄水処理過程、浄水及び給水栓水等の水質調査に関すること。
- ② 浄水処理技術に係る実験及び研究に関すること。
- ③ 浄水処理の水質に関する指導、助言及び支援に関すること。
- ④ 課の一般庶務に関すること。

検査グループ

- ① 水源、原水、浄水処理過程、浄水及び給水栓水等の水質試験に関すること。
- ② 水質に係る情報の収集及び統計に関すること。
- ③ その他水質試験に関すること。

II 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 水質検査業務について

お客様にお届けする水道水が水道法で規定される水質基準に適合し、常に安全で良質であることを確認する。また、5つの浄水場の原水、浄水等の処理過程の水質についても検査を実施する。

(1) 水道法にかかる検査

- ① 定期水質検査（第20条）・・・ 毎日検査：色、濁り、消毒の残留効果：毎日1回
基準項目検査：51項目検査：年4回、9項目検査：毎月1回
- ② 臨時水質検査（第20条）・・・ 水質が汚染される恐れがある場合に行う水質検査
- ③ 給水開始前検査（第13条）・・・ 水道施設の新・増設及び改造等に伴う給水開始前の水質検査
- ④ 検査請求による検査（第18条）・・・ お客様からの問い合わせ等（検査請求）に伴う水質検査

(2) その他の水質検査

- ① 毎週検査・・・ 浄水処理過程、水道水の水質チェック
- ② 水質管理目標設定項目検査・・・ 水質管理上注意すべき項目の水質検査

2 水質検査受託業務について

水道事業の発展的広域化の一環として、隣接する水道事業者からの依頼に伴う水質検査を実施する。

- ① 栗東市からの受託・・・定期検査（基準項目検査、水質管理目標設定項目検査等）、随時検査
- ② 草津市からの受託・・・随時検査

3 水道G L P（水道水質検査優良試験所規範）の運用について

本市は、公益社団法人日本水道協会より水道G L Pの認定を受けている。今後も水道G L Pに基づいた水質検査を適切に実施し、検査結果の信頼性確保と検査技術の向上に努める。

4 水質管理業務について

水源から末端の水道水に至るまでの水質を確認し、浄水処理に関して助言を行うことにより水質管理の徹底を図る。また、かび臭発生時期に船舶による琵琶湖南湖の調査を行い、プランクトン藻類の出現状況やかび臭物質濃度の把握に努める。

5 水質検査計画の策定及び水質検査結果の公表について

水道水の安全性について広く市民の皆さまにご理解をいただくため、水質検査計画（年度開始前）、基準項目検査結果（検査終了後随時）及び水質年報（年度終了後）などホームページを通じて情報公開に努めている。

6 水質検査機能の充実について

分析機器の長期整備計画に基づき、計画的に機器更新を行う。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 持続可能な水質検査体制の維持について

今年度は水道G L P認証を取得して8年が経過するため、更新審査（4年毎）を受検する。この体制を維持、充実していくには、経験豊かなベテラン職員の指導のもと、若手職員へ知識及び技術を継承する必

要がある。

また、検査受託については、昨年度と同様に継続して実施する。水道事業の発展的広域化への貢献の観点からもお互いの事業体にとって非常に効果のある事業である。

2 滋賀県企業庁との連携について

令和3年度に滋賀県企業庁と「災害時等における水道水質検査業務に関する協定」を締結した。これを受けて平素より情報交換など緊密に連携を行っている。その中で、検査員のさらなる技術向上を目的とした人事交流について、令和7年度からの実施に向けて協議を行う。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

下水道施設課 15人（正規職員11人、再任用職員1人、会計年度任用職員3人）

I 課の事務概要

調整グループ

- ① 下水道事業（汚水、雨水）に係る総合企画及び総合調整に関すること。
- ② 交付金及び県費補助等の事務に関すること。
- ③ 流域下水道建設負担金に関すること。
- ④ 大津市公共下水道事業終末処理場運営協議会に関すること。
- ⑤ 各種委員会、協議会等に関すること。
- ⑥ 下水道業務継続計画（BCP）に関すること。
- ⑦ 課の一般庶務に関すること。

業務管理グループ

- ① 公共下水道受益者負担金の賦課及び徴収に関すること。
- ② 流域下水道使用承認申請に関すること。
- ③ 流域下水道接続点及び特定事業場等の調査・指導及び下水道の水質に関すること。

- ④ 公共下水道の供用開始に関する事。
- ⑤ 公共下水道未接続事業者対策に関する事。
- ⑥ 地元3会館関連他に関する事。
- ⑦ 水環境再生事業の推進に関する事。(雨水貯留浸透施設設置助成)
- ⑧ 下水道資産(汚水、雨水)の総括的管理に関する事。
- ⑨ 下水道施設(汚水、雨水)の占有許可及び更新に関する事。
- ⑩ 下水道用地(汚水、雨水)の賃貸借に関する事。
- ⑪ 排水設備設置義務免除許可事業者に対する公共用水域への放流水の水質監視に関する事。

管渠管理グループ

- ① 管路施設(汚水、雨水)の維持管理、補修に関する事。
- ② 管路施設(汚水、雨水)の清掃・浚渫・点検及び調査に関する事。
- ③ 管路施設(汚水、雨水)の移設に関する事。
- ④ 下水道施設の法定点検に関する事。
- ⑤ 開発事業、下水道法第16、24条に伴う公共汚水柵、取付管に関する事。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 下水道事業に関する連絡調整、予算管理等について

(1) 国、県等関係団体及び市関係課との連絡調整を行う。

(2) 下水道関係予算（社会資本整備総合交付金、県費補助等）の取りまとめ、要望、調整、執行状況、完了報告などの事務を行う。

2 大津市公共下水道事業終末処理場運営協議会について

大津市公共下水道事業終末処理場の建設及び運営について、地元住民から意見を聴取し、より良好な環境を整えるために、水再生センターにおいて定例会を毎年度開催しており、今年度についても開催を予定している。今後は、地元住民に対する終末処理場再構築事業の報告が主な議題となる。

3 受益者負担金の賦課徴収について

下水道受益者負担金の適正な賦課徴収を引き続き行う。

4 下水道排出水質の監視等について

(1) 特定事業場の監視・指導

下水道使用事業場における水質監視、除害施設の設置指導を行う。

(2) 流域下水道接続点等における水質等の監視

流域関連公共下水道から流域下水道へ流入する下水について、滋賀県流域下水道接続等取扱要綱に基づき接続点での水質等の調査を実施する。

(3) 排水設備設置義務免除下水水質の監視等について

排水設備設置義務が免除された事業場から公共用水域へ排出される排水の水質監視を行う。

5 下水道資産等の総括管理について

ポンプ場用地や管路用地、下水道管渠などの下水道資産の総括的管理（財産的管理）を行う。

6 雨水貯留浸透施設の整備（雨水貯留タンク、ますの設置費用助成）

雨水貯留浸透施設設置助成事業を行う。

7 下水道BCPに基づく訓練の実施について

大津市下水道業務継続計画に基づき、各種訓練を関係機関と連携して実施し、職員の意識向上及びBCPの定着を図る。

8 下水道管渠の維持管理について

下水道管渠については、老朽化や沈殿物の堆積等による閉塞を防止するため、包括的民間委託業務による点検・清掃作業を実施し、迅速かつ適切な管渠の維持管理に努める。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 下水道事業に係る国庫交付金の確保について

終末処理場再構築や下水道管渠の改築更新等、下水道事業を計画的に進めていくためには、国庫交付金の確保が最重要課題となっている。

については、引き続き、効果的な国県要望を実施し、国庫交付金の確保に努めていく必要がある。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

水再生センター 9人（正規職員7人、再任用職員1人、会計年度任用職員1人、兼務職員2人）

I 課の事務概要

施設管理グループ

- ① 処理場及びポンプ施設（以下この項において「施設」という。）の維持管理に関すること。
- ② 施設の水質管理に関すること。
- ③ 施設の情報収集及び統計等に関すること。
- ④ 施設の使用許可に関すること。
- ⑤ 屋上公園の管理に関すること。
- ⑥ 汚泥共同処理に係る関係機関との協議、調整及び支出処理等に関すること。
- ⑦ 水再生センターの一般庶務に関すること。

施設整備グループ

- ① 施設に係る整備計画に関すること。
- ② 施設に係る調査、設計及び施工等に関すること。
- ③ 施設に係る開発事業の協議、指導及び検査等に関すること。

- ④ 施設に係る関係機関との協議、調整及び申請等に関する事。
- ⑤ 施設に係る施工等で発生した有価物の売り払いに関する事。

再構築推進グループ

- ① 処理場の再構築に関する事。
- ② 施設のDX・GXの推進に関する事。
- ③ 施設の利活用の推進に関する事。
- ④ 下水処理技術の実験及び研究等に関する事。

Ⅱ 昨年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

Ⅲ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

1 大津終末処理場の水処理施設再構築事業について

供用開始後54年が経過している大津終末処理場は、水処理施設の老朽化が著しく進行し、耐震性能不足であることに加え、琵琶湖の水質保全に必要な窒素除去の高度処理化が図れていないことから、「大津

「終末処理場水処理施設再構築計画」に基づき、令和4年度より建替による水処理施設の再構築に取り組んでいる。当該再構築事業は、全体を第0期から第6期に分け、約31年間にわたって段階的に実施する。

令和6年度は、昨年度に引き続き、第1期事業として、仮設水処理施設の建設（工事）に着手するとともに、既設Ⅱ系水処理施設の能力増強等に係る詳細設計業務を実施する。

2 再生水等供給事業について

下水処理水及び再生水は、都市内に豊富に存在するエネルギー及び水資源としてその価値が注目されているが、その普及の度合いは社会的認知度などの問題があり不十分な状況にあることから、環境施策推進の一環として大津湖岸なぎさ公園（市民プラザ）再整備に係る Park-PFI 事業の対象公園施設に対し、隣接する大津終末処理場から下水処理水（下水熱利用）と再生水（親水・散水利用）を供給する取り組みを行う。令和5年度には、再生水等供給設備の整備に係る設計業務の実施及び再生水等供給設備機器の発注を行うとともに、大津市企業局再生水及び下水処理水の供給等に関する要綱の制定並びに再生水等の料金設定を含む供給契約について事業者との協議を行った。

令和6年度は、令和5年度に引き続き再生水等供給設備の整備に係る工事及び設備機器の購入を進め、令和7年度からの当該対象公園施設の開園に備える。

3 施設の整備事業について

「大津市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、国の交付金を活用し、施設の改築・更新を行い、予防保全と長寿命化を進めていく。

4 施設の維持管理業務について

大津終末処理場・中継ポンプ場については、平成19年度より安定した運転と効率的な維持管理を目的に包括的民間委託を行っている。

受託者 ウォーターエージェンシー・東山管理センター企業連合

業務期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5か年）

なお、実施にあたっては要求水準書において管理目標の達成率を定め、適切にモニタリングを行っている。

IV 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

V 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

1 大津終末処理場の水処理施設再構築事業における財源確保について

現在の敷地が狭隘であり、現有施設能力を保持しながら施工することから、全体の事業期間を約31年間と見込んでおり、第0期工事から第6期工事に分けて段階的に実施するが、長期間にわたり多額の費用を要することから、国や県に対して財源確保に努める。

VI その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

4 参 考 資 料

令和5年度水道事業実績

項 目		実 績
行政区域内人口	人	343,371
給水区域内人口	人	342,608
給水人口	人	342,513
給水戸数	戸	162,956
給水区域内普及率	%	99.97
1日最大配水量(A)	m ³	115,022
1人1日最大配水量	m ³	0.336
年間配水量(B)	m ³	39,114,364
1日平均配水量(C)	m ³	106,870
1人1日平均配水量	m ³	0.312
年間有収水量(D)	m ³	37,458,431

項 目		実 績
1日平均有収水量	m ³	102,345
1人1日平均有収水量	m ³	0.299
有収率 (D / B)	%	95.8
負荷率 (C / A)	%	92.9
生活用原単位	ℓ/ 日・人	242

令和5年度下水道事業実績

項 目		実 績
処理区域面積	ha	5,790.8
行政区域内人口	人	343,371
計画区域内人口	人	342,749
処理区域内人口（A）	人	338,250
水洗化人口（B）	人	332,645
行政区域内人口普及率	%	98.5
水洗化率（B/A）	%	98.3
下水道有収水量	m ³	37,050,870
大津公共		12,178,524
湖南中部		11,522,120
湖 西		12,875,409
藤尾公共		474,817

令和5年度ガス事業実績

項 目		一般ガス導管事業
行政区域内人口	人	343,371
供給区域内人口	人	325,408
供給区域内戸数（A）	戸	148,971
託送供給戸数（B）	戸	102,489
供給区域内使用率（B／A）	%	68.8
1日最大受入ガス量	m ³	473,550
年間受入ガス量	m ³	121,618,424
1日平均受入ガス量	m ³	332,291
年間払出ガス量	m ³	126,135,961
1日平均払出ガス量	m ³	344,634

主要施設一覧

1 企業局研修センター

大津市晴嵐一丁目8番38号

鉄筋コンクリート造 3階建て 延床面積854.3㎡

実習室 研修室 会議室 等

2 水道施設

(1) 浄水場 5か所 (施設能力)

八屋戸浄水場 5,200㎥/日

真野浄水場 45,000㎥/日

柳が崎浄水場 45,000㎥/日

膳所浄水場 48,800㎥/日

新瀬田浄水場 37,500㎥/日

※比良浄水場は令和3年度末で廃止

(2) 配水池 65か所

(主要配水池)

(容 量)

比良配水池	2, 100 m ³
木戸高区配水池	1, 260 m ³
真野配水池	11, 460 m ³
山上配水池	21, 000 m ³
茶臼山配水池	5, 200 m ³
一里山配水池	20, 000 m ³

(3) 管路

送水管	11 km
配水管	1, 529 km

(4) 加圧施設 67か所

3 下水道施設

(1) 終末処理場 4か所

(計画水量)

水再生センター	88, 400 m ³ /日
---------	---------------------------

(京都市石田水環境保全センター) 126,000 m³/日 (令和4年度末)

(滋賀県湖南中部浄化センター) 325,100 m³/日 (令和4年度末)

(滋賀県湖西浄化センター) 49,000 m³/日 (令和4年度末)

(2) 管渠延長

管 渠 1496.6 km

(3) 中継ポンプ場 141か所

4 ガス施設

(1) 導管延長

本支管 1,332 km

(2) ガス整圧器

地区整圧器 59施設

中圧A整圧器 11施設

(3) 液化石油ガス販売事業

1地点群 (外畑団地)

(4) 企業局保安センター北基地

大津市真野四丁目26番14号

鉄筋造 平屋建て 延床面積188㎡

(5) 企業局保安センター東基地

大津市大江四丁目18番18号

鉄筋造 2階建て 延床面積165㎡

5 大津市企業局出資会社

(1) 株式会社 大津ガスサービスセンター

設 立 平成5年6月

店舗所在 中央店 大津市中央三丁目2番3号

瀬田店 大津市大江四丁目18番16号

(2) 株式会社 パイプラインサービスおおつ

設 立 平成12年6月

店舗所在 大津市松山町9番12号

(3) びわ湖ブルーエナジー 株式会社

設 立 平成30年11月

店舗所在 大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津2階